

児童家庭支援センター・愛泉こども家庭センター(埼玉県加須市)の取り組みと成果

1. 児童家庭支援センターの事業概要

① センターの特色 (児童家庭支援センター設置運営要綱より)

- ・ 地域・家庭からの相談を 365 日・24 時間体制で受け付ける (e-メール相談も含む)。
- ・ 附置される施設との連携により、緊急一時保護、DV ケース母子のシェルターとして対応が可能。
- ・ 関係機関と連携・連絡調整を迅速に行える。
- ・ 繙続的な指導が必要なケースに対して児童相談所との連携により指導委託を受けている。
- ・ 心理職が配置されているため、心理判定や心理療法が必要なケースへの対応が可能。
- ・ 設備・・・相談室、プレイルーム、事務室

② 職員配置と予算

- ・ 職員の配置基準 (運営要綱による) 相談・支援を担当する職員 (常勤 1 名、非常勤 1 名)、心理療法等を担当する職員 (非常勤 1 名)
- ・ 予算は国と県の運営費補助金 (年額: 9,418,000 円、平成 16 年度実績)

2. センターの取り組みと成果の一覧表

平成 10 年 7 月に開設し、現在 7 年目の活動に入っている。活動内容の広がりに加え、地域密着型の相談援助事業として、また地域子育て支援の機能を果たせるようになってきている。内容は以下の通り。

活動内容	取り組み	成 果
電話相談	24 時間 365 日受け付ける。 地域を限定しない。	地域を限定しない事で、広域からの相談に対応している →虐待の早期発見 危機的状況を沈静化させ、居住地域の相談機関につなげる橋渡し。例えば日曜の危機に対応し月曜に具体的に他機関と動いていく→虐待家庭への介入。
来所・訪問相談	継続相談。 家の状況把握。	ケースの変化が直ちに把握できる。素早い他機関連携と きめ細かな対応ができる→的確な対応
心理療法等	児童養護施設退所後のケア。 地域の親子の親子関係を考える資料としての検査。	施設退所児童が入所中に行っていたセラピーの継続。 退所後の親子ケア。 具体的な親子関係への助言。親の子どもに対する認知の 変化→虐待予防
支援事業等	・同一法人内の子育て支援センターと共同で、様々な支援事業のプログラムを地域に提供する。 ・グループ相談の実施 ・子育て支援セミナーの開催	ハイリスク親子の早期発見→虐待防止 個別面接に抵抗を示す人へのアプローチが可能になる。 親子訓練の機会として、職員と子どもとの係わりを見て、具体的な子どもとの係わり方を学ぶ機会になる。育児不安への早期対応→虐待予防 グループ相談における親の自信回復。 7 回目の開催を迎える、参加者 180 名、スタッフ 50 名の規模を維持している。地域の母親が実行委員会に参加し、地域の方々と共に創り上げるセミナーとなっている。 →啓発活動

派遣事業 (1市1町)	隣接市町の児童健診への職員の派遣。	地域の相談活動への継続的支援が可能となった。→ 地域支援
ネットワーク会議への参加 (1市2町)	地域における相談の情報収集。支援プログラムの情報の提供。	虐待家庭への見守り、被虐待児への具体的かわり及び心理的見立てについての助言が地域相談機関の役に立っている。→ 情報提供
指導委託	児童相談所からの指導委託措置の受け入れ	年間10名程度の委託定数を定め、現在4家庭の指導委託を受けている。児童相談所との連絡調整を密に行い、在宅での支援を実現できている。→ 児童相談所との連携及び児相機能の補完的役割の実現

ここ2・3年は地域の機関へ出て行く事が増え、地域相談機関のニーズにどのように対応していくかも重要な仕事になってきている。来年度からは児童相談所が行ってきた仕事が市町村に振分けられるので、その対応に市町村は追われている。混乱は避けられないが児童家庭支援センターは少しでも冷静に他機関の役に立つ活動を意図して行つていける民間の機関である。地域の認知も高まり育児支援、虐待の予防・発見・介入の活動を行いやすくなってきていている。当センターの地域で果たす地域子育て支援や虐待予防・防止のための役割は重要である。

3. 相談実績(平成15年度)

○人数

養護	保健	障害	非行	育成				いじめ	その他	合計
				性格行動	不登校	適性	しつけ			
148	82	22	6	147	31	4	84	3	57	584

(注) 虐待相談は、「養護相談」に含まれる。

○相談延べ数(回数)

来所	電話	訪問	派遣	心理	合計
717	2,801	58	327	43	1,425

どのような経路で児童家庭支援センターを知ったかについては、年々他機関からの紹介が占める割合が増加している。特に保健センターからの紹介が増えている。相談内容は、児童養護施設に附置している事もあり、養護相談が1/4をしめる。子どもを預けたい、ショートステイの利用等の問い合わせが直接入ってくる。その相談の中には一時的な理由もあるが、ネグレクトの発見にいたる場合もあり、預かり契約が終了しても相談が終わりにならないケースもある。

職員が経験を重ね、相談と支援プログラムを並行することで、頻回相談者や不安の強い親の相談は減少傾向にある。定期的なプログラムの中で自信をつけて、他の親の支えになろうという人も出てきている。一方では継続的な係わりや、見守りが必要な重篤なケースも増えてきている。それが延べ件数の増加に現れている。

4. センター設置の効果と活用方法

① センター設置の効果

- センターが設置され、コーディネイトの役割を担ったことにより、市の児童福祉課、保健センターをはじめ保健所や学校などの関連機関相互の連携がスムーズに行えるようになったこと。
- 児童相談所がセンターに指導委託措置を行うことで、長期間にわたって地域で見守るケースが増え、地域における社会資源として有効に活用が出来るようになったこと。

- ・ 児童相談所の一時保護や加須市のショートステイ事業の受付窓口をセンターに置くことで、児童養護施設や乳児院への保護の流れが飛躍的にスムーズになったこと（特に土・日曜、祭日、夜間の緊急一時保護等）。
- ・ 次世代育成推進法に関連する自治体の計画策定の際に、地域の虐待予防・防止のために地域の特色を生かせるセンターとしての存在意義が確認されたこと。
- ・ 子育て支援セミナーの開催により、地域の虐待予防の啓発となる活動が展開できていること。

② センターの活用方法

- ・ 児童相談所のワーカーや関連機関が相談者との関係をこじらせたり、ぎくしゃくしたりしたときの仲介役としての役割をセンターが果たすことができること。特に児童相談所の利用に抵抗感を持っている相談者にはセンターの活用が有効である。
- ・ 専門職である相談員や臨床心理士の配置により、市や町でもセンター職員を活用する（派遣契約に基づく）など、市町村とも相互の連携強化を図っている。
- ・ 児童相談所がセンターに指導委託措置を積極的に進めることで、多忙なワーカーの業務省力となるようにできること。
- ・ 児童福祉法改定に伴う相談業務の市町村移行に際し、専門職の配置が基準となるセンター職員を有効に活用し、市町村相談窓口の受け入れ体制の充実が図れること。
- ・ 虐待防止のためのネットワーク会議にセンターが参加協力することにより、地域での支援家庭の見守りをきめ細かく行えること。

上記のように、児童家庭支援センターは、地域の特色に応じて、様々な形態や方法を模索し、児童相談所と連携し、虐待予防や在宅支援家庭への対応で最優先連携機関としての役割を担うことが期待される。

（愛泉こども家庭センター・センター長 藤井 美憲）